

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	資料 (EU の条約)
他言語論題 Title in other language	Basic Information on the EU (Treaties)
著者/所属 Author(s)	木村 志穂 (KIMURA Shiho) / 調査企画課
書名 Title of Book	岐路に立つ EU 総合調査報告書 (The European Union at the Crossroads)
シリーズ Series	調査資料 2017-3 (Research Materials 2017-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2018-03-20
ページ Pages	v-xiii
ISBN	978-4-87582-808-2
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	EU、条約
摘要 Abstract	EU の設立・運営を規定する主な条約及び現在効力を有する条約について、その概要を紹介する。

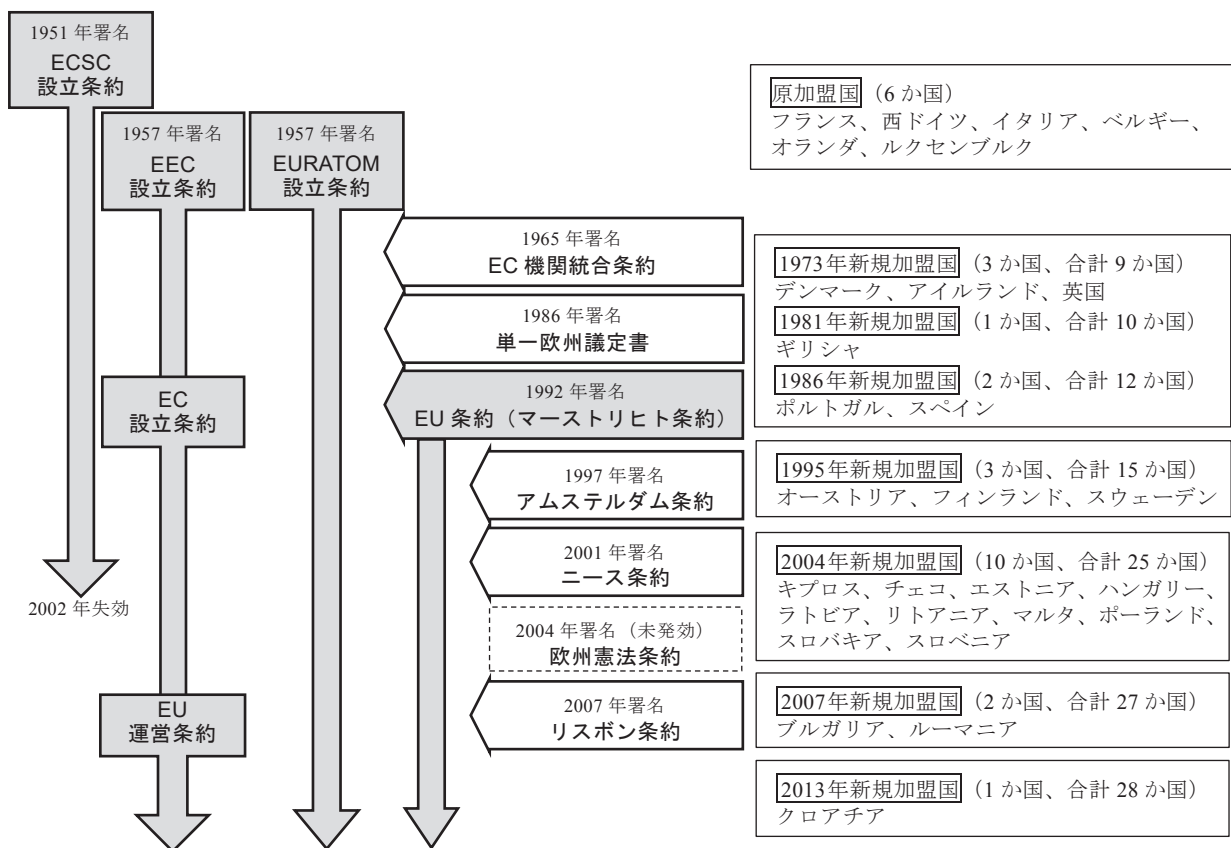
- * 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

EU の条約

木村 志穂

欧州連合 (European Union: EU) は、条約に基づいて設立・運営されている。EU が、欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community: ECSC)、欧州経済共同体 (European Economic Community: EEC) 及び欧州原子力共同体 (European Atomic Energy Community: EURATOM 又は EAEC) を礎としていることから、EU の条約も、主としてこれら 3 つの共同体の設立条約、さらには EU を創設した欧州連合条約に、別の改正条約による改正を重ねる形で、EU の統合の拡大や深化に対応してきた (下図参照)。以下、1 において、EU の設立・運営を規定した主要な条約を時系列に記載する。次に、2 において、現行の基本条約等の概要を紹介する。

図 EU の条約



- (注 1) 条約は、“EU Treaties.” European Union website <https://europa.eu/european-union/law/treaties_en> において主な条約 (main treaties) として掲げられたものに、未発効の欧州憲法条約を加えて上から時系列に並べた。網掛けした条約は設立条約 (founding treaties) であり (ただし、EC 設立条約及び EU 運営条約は EEC 設立条約を改称したものである。)、左向き矢印の条約は改正条約である。
- (注 2) 加盟国の括弧内の数字は、各時点における (新規) 加盟国数及び加盟国総数を表す。
- (注 3) EU への新規加盟時には、加盟申請国と既加盟国との間で加盟条約が締結される。
- (出典) “EU Treaties.” European Union website <https://europa.eu/european-union/law/treaties_en>; “The 28 Member Countries of the EU.” European Union website <https://europa.eu/european-union/about-eu/countries_en#tab-0-1> を基に筆者作成。

1 EU の設立・運営を規定した主要な条約

欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 設立条約
Treaty establishing the European Coal and Steel Community
1951年4月18日署名、1952年7月23日発効、2002年7月23日失効
<p>通称パリ条約 (Treaty of Paris)⁽¹⁾。フランス、西ドイツ⁽²⁾、イタリア、ベルギー、オランダ及びルクセンブルク (EU の原加盟国と呼ばれる。) により石炭及び鉄鋼の共同管理を行う「欧州石炭鉄鋼共同体」を設立する条約。石炭・鉄鋼共同市場における製品の自由移動等を規定。発効後 50 年を期限として締結された。</p> <p>ECSC は、第 2 次世界大戦後の欧州における恒久平和及び経済発展を実現するため、加盟国が主権の一部を移譲する超国家的機関を作るべきだとするジャン・モネ (Jean Monnet)⁽³⁾ の構想を取り入れたフランスのロベール・シューマン (Robert Schuman) 外務大臣による「シューマン・プラン」に基づき設立された。欧州統合の原点であり、今日の EU の母体とされる。</p>

欧州経済共同体 (EEC) 設立条約
Treaty establishing the European Economic Community
1957年3月25日署名、1958年1月1日発効
<p>通称ローマ条約 (Treaty of Rome)⁽⁴⁾。「欧州経済共同体」を設立する条約。設立当初は、関税同盟を中心とした「共同市場」(common market) の設立及び経済統合を目的としていた。原加盟国は ECSC 設立条約と同じである。</p> <p>後のマーストリヒト条約⁽⁵⁾により欧州共同体 (EC) 設立条約⁽⁶⁾ (Treaty establishing the European Community) に改称され、さらにリスボン条約による改正により欧州連合 (EU) 運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) となった⁽⁷⁾。</p>

欧州原子力共同体 (EURATOM) 設立条約
Treaty establishing the European Atomic Energy Community
1957年3月25日署名、1958年1月1日発効
<p>原子力産業の迅速な確立と成長に必要な基盤の整備を目的とした「欧州原子力共同体」を設立する条約。原加盟国は ECSC 設立条約と同じである。現在も効力を有している。</p>

* 条約本文及び脚注で示した資料のほか、次に掲げる資料を参照して、EU の条約についてまとめた。鷲江義勝編著『リスボン条約による欧州統合の新展開—EU の新基本条約—』ミネルヴァ書房、2009；羽場久美子編著『EU (欧州連合)を知るための63章』明石書店、2013；Margot Horspool et al., *European Union law*, 9th ed., Oxford, United Kingdom: Oxford University Press, 2015；Lorna Woods et al., *Steiner & Woods EU Law*, 13th ed., Oxford, United Kingdom: Oxford University Press, 2017；駐日欧州連合代表部『EU MAG』<<http://eumag.jp/>>；外務省『EU 関連用語集』平成 25 年 7 月 5 日 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keyword.html>> 等。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、平成 30 (2018) 年 2 月 5 日である。

- (1) 署名が行われた場所に由来する呼称である。EU の条約は、このように都市名で呼ばれることが多い。
- (2) 1990 年 10 月 3 日に、西ドイツ (ドイツ連邦共和国) が東ドイツ (ドイツ民主共和国) を編入する形で、東西ドイツは統一された。
- (3) 国際連盟の事務総長代理やフランスの計画庁長官等を歴任した実業家・政治家。モネは、ECSC の最高機関 (High Authority. 後の欧州委員会に当たる。) の初代委員長に就任した。
- (4) ローマ条約という場合、同日に署名された EEC 設立条約と EURATOM 設立条約の 2 つ (Treaties of Rome) を示す場合と、EEC 設立条約のみ (Treaty of Rome) を示す場合がある。
- (5) マーストリヒト条約という名称は、1992 年に署名された欧州連合 (EU) 条約 (後掲) の通称である。EU の条約について歴史的経緯の中で触れる場合、現行条約と区別するために通称が用いられることが多い。
- (6) 日本語の文献においては、「欧州共同体 (EC) 設立条約」という呼称が、ECSC 設立条約、EEC 設立条約及び EURATOM 設立条約の総称 (Treaties establishing the European Communities) を示すものとして用いられる場合もある。
- (7) 経済統合を目的とした EEC は、3 つの共同体の中心であり、EU の条約は、EEC 設立条約を中心に改正が重ねられてきた。

EC 機関統合条約
Treaty Establishing a Single Council and a Single Commission of the European Communities [1967] OJ P152/2. ⁽⁸⁾
1965年4月8日署名、1967年7月1日発効
通称ブリュッセル条約（Brussels Treaty）。ECSC、EEC及びEURATOMの主要な運営機関を統合する条約 ⁽⁹⁾ である。3つの共同体の総称を欧州共同体（European Communities） ⁽¹⁰⁾ とし、共通で単一の理事会及び委員会を設置した。
単一欧州議定書
Single European Act [1987] OJ L169/1.
1986年2月17日及び28日署名、1987年7月1日発効
「域内市場」（internal market） ⁽¹¹⁾ を1992年末までに完成すること及びその実現に必要とされる迅速な意思決定を行うための機構改革等を目的とした条約。EEC設立条約に対する初の大幅改正が行われた。 経済通貨政策における協力のほか、地域間の格差是正や環境政策を明記。社会政策の規定を追加、研究開発分野における権限を付与。共同体の枠外で加盟国の政府間協力として行われてきた外交政策における調整枠組み（欧州政治協力）の成文化 ⁽¹²⁾ 。機構改革として、閣僚理事会の意思決定の迅速化（特定多数決の適用拡大）、政治的最高意思決定機関としての欧州理事会の成文化、欧州議会 ⁽¹³⁾ の権限強化（同意権限の付与、閣僚理事会との協力手続の導入）など。

- (8) 条約名の英語表記には、各条約が掲載された官報（Official Journal）を併せて記載した。以下、この章において同じ。なお、ECSC設立条約、EEC設立条約及びEURATOM設立条約については、官報に掲載されていない。
- (9) この条約は、日本では、条約の略称である“Merger Treaty”の訳語で紹介されることが多い。ほかに、機関併合条約、機関合併条約、併合条約、統合条約、合併条約などの訳語が見られる。
- (10) “European Communities”の日本語訳及び略称として、EECを改称した欧州共同体（European Community: EC）との区別のため、「欧州諸共同体」（略称「ECs」）という表記もある。
- (11) 物、人、サービス及び資本の自由な移動が保障された、内部に国境のない領域をいう。EEC設立条約の目的のうち、関税同盟は1968年に完成したが、国境検問等の「物理的な障壁」、製品安全基準の違い等の「技術的な障壁」、付加価値税の税率の違い等の「税の障壁」は残っていた。当時の欧州では、1970年代に起きた石油危機等の影響による経済停滞からの回復が日本や米国などに比べて遅れていたことから、域内に残るこれらの非関税障壁を削減又は調和させて単一の市場を実現しようとした（中村民雄『EUとは何か—国家ではない未来の形—第2版』信山社、2016、pp.32-34.）。なお、EEC設立条約にいう「共同市場」と単一欧州議定書にいう「域内市場」の内容は同じとされるが、最新のリスボン条約による改正では、残されていた「共同市場」の文言も全て「域内市場」に置き換えられている。ただし、「域内市場」というと「「欧州要塞」の構築など内向きのイメージが強い上に、政策領域が広がったこともあり、今日では「単一市場」が一般的に使われている」とされる。田中俊郎「発効30周年を迎えた単一欧州議定書—EU統合の一里塚—」『EU MAG』Vol.63, 2017.10.5. <<http://eumag.jp/behind/d0917/>>
- (12) この条約では、1970年に発足した欧州政治協力（European Political Cooperation: EPC）が、ECの機構的枠組みの一部ではなく、それに並行する存在として成文化された（David Edward and Robert Lane, *Edward and Lane on European Union law*, Cheltenham, UK: Edward Elgar, 2013, p.14.）。EPCは、後掲のマーストリヒト条約で導入された共通外交安全保障政策の基礎となった。
- (13) 欧州議会は、EEC設立当初は「総会」として諮問機関にとどまっていた。1962年に自ら「欧州議会」と称するようになり、1979年には最初の直接選挙が実施されたが、正式に「欧州議会」と記載されたのはこの条約からである。

欧州連合 (EU) 条約 (マーストリヒト条約)
Treaty on European Union [1992] OJ C191/1.
1992年2月7日署名、1993年11月1日発効
<p>通称マーストリヒト条約 (Maastricht Treaty)。3つの共同体 (特に EEC) 設立条約に対する改正条約であるとともに、EU を創設する条約である⁽¹⁴⁾。</p> <p>EUにおいて、既存の3つの共同体を第1の柱として超国家的統合を行う分野を扱うとともに、加盟国の政府間協力を基礎として、共通外交安全保障政策 (Common Foreign and Security Policy: CFSP)⁽¹⁵⁾ 及び司法・内務協力 (移民、難民、警察・刑事司法等の協力体制) を第2及び第3の柱として扱うことを規定⁽¹⁶⁾。経済統合のみならず、政治統合も志向。</p> <p>1999年1月1日からの単一通貨ユーロ導入を含む経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union: EMU) の実現工程を明記、欧州中央銀行 (European Central Bank: ECB) 設立、EEC に対する経済以外の分野 (文化、教育、公衆衛生等) の権限付与。EU の権限に関する原則 (権限付与の原則、補完性の原則及び比例性の原則) を規定⁽¹⁷⁾。EU 市民権の明示。欧州議会の権限強化 (閣僚理事会と欧州議会とで立法を採択する共同決定手続の導入)。</p> <p>EEC は、この条約により経済分野以外の権限も部分的に付与されたため、欧州共同体 (European Community: EC) に改称された。</p>

- (14) 当時、経済通貨同盟を実現するための EC 設立条約改正交渉と並行して、民主化革命が起きた東欧諸国に EC 諸国が協調して対応する制度を作るための条約交渉が行われており、この2つの交渉結果が1本の EU 条約にまとめられた。西欧の EC 諸国は、グローバル化する経済に対しては「域内市場を完成させ、通貨を単一化して応答」し、冷戦後の状況に対しては、「経済共同体 EC を政治共同体 EU に拡張することで対応」した。中村民雄「マーストリヒト条約からアムステルダム条約へ」羽場久美子編著『EU (欧州連合)を知るための63章』明石書店、2013、pp.150-153。
- (15) 欧州政治協力 (EPC) に代わるものとして発足した。EU としての協力対象には安全保障、さらには防衛政策も追加されたが、当時は「正面から安全保障に取り組むという発想自体」が「まだ新鮮であった」ため、EPC を「漸進的に改革」する形となり、政府間協力の原則が維持された。鶴岡路人「欧州統合における共通外交・安全保障・防衛政策—政府間主義とその変容—」『日本 EU 学会年報』31号、2011、p.172。
- (16) このような EU の構造は、「3本柱」、「ギリシャの神殿」などと呼ばれた。
- (17) この条約により、EC の権限及び活動範囲が拡大されるなどしたが、加盟国は、「EU の隠れた権限拡大」を防ぐために、権限に関する原則を導入又は強化した。「権限付与の原則」とは、EU が、EU 条約及び EU 運営条約 (後掲) に定める目的を達するために加盟国から付与された権限の範囲内でのみ活動することができるとするものである。権限付与の考え方は、EEC 設立条約から見られたものであるが、この条約で改めて規定されたことにより、裁判所による同原則の適用が厳格になったとされる。「補完性の原則」とは、EU は、排他的に権限を行使する分野以外の分野において、提案されている行動の目的が、加盟国の中央・地域・地方レベルでは十分達成できないものの EU レベルでは当該行動の規模又は効果の故により良く達成されるという場合にのみ、かつその限りにおいて、権限を行使できるとするものである。「比例性の原則」とは、EU の活動の内容及び形式は、EU 条約及び EU 運営条約 (後掲) に定める目的を達成するために必要な限度を超えてはならないとするものである。補完性の原則は、キリスト教 (カトリック) の社会哲学に由来するものであり、比例性の原則は、もともとドイツ法においてよく用いられ EU 司法裁判所の判例でも言及されてきたものであるが、この条約により取り入れられた。中西優美子『法学叢書 EU 法』新世社、2012、pp.8-9、105-109。

アムステルダム条約
Treaty of Amsterdam amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and certain related acts [1997] OJ C340/1.
1997 年 10 月 2 日署名、1999 年 5 月 1 日発効
<p>将来の EU 東方拡大に備えるため、EU 条約や EC 設立条約等を改正する条約。</p> <p>EU の基本目標の 1 つとして、「自由・安全・司法領域」(area of freedom, security and justice)⁽¹⁸⁾ の構築を規定。司法・内務協力のうち、警察・刑事司法協力以外の分野（移民・難民政策等）を第 3 の柱から第 1 の柱（超国家的統合の枠組み）に移管。EU 枠外の国際協定であったシェンゲン協定⁽¹⁹⁾ を EU の政策領域に編入。民主主義・人権尊重の原則及びこれらの違反に対する制裁措置の明記。加盟国が異なる速度で統合を進める方式の制度化⁽²⁰⁾。共通外交安全保障政策の対象分野拡大（人道支援及び平和維持活動の追加）及び共通外交安全保障政策上級代表（CFSP 上級代表）⁽²¹⁾ の新設。効率的な運営及び民主的な意思決定を行うための機構改革として、閣僚理事会の特定多数決による意思決定の適用分野拡大、欧州議会と閣僚理事会の共同決定手続の適用分野拡大など。</p>

ニース条約
Treaty of Nice amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and certain related acts [2001] OJ C80/1.
2001 年 2 月 26 日署名、2003 年 2 月 1 日発効
<p>東方拡大に向けて EU を効率的に運営するための機構改革等を行うべく、EU 条約や EC 設立条約等を改正する条約。アムステルダム条約での機構改革の残課題に対応するものである。</p> <p>欧州委員会の委員数及び構成の変更、欧州委員会委員長の権限強化、閣僚理事会の特定多数決による意思決定の方式変更及び適用分野拡大、欧州議会の議席再配分及び権限強化（閣僚理事会との共同決定手続の適用分野拡大）など。</p>

- (18) 「EU の国境管理、難民庇護および移民政策、民事司法協力、警察・刑事司法協力の総称」を内容とする（庄司克宏『はじめての EU 法—Inspiring EU Law—』有斐閣, 2015, pp.9-10, 12.）。なお、国内の文献では、「自由・安全・正義の地域」、「自由・安全・司法の空間」などの訳語も用いられている。
- (19) 1985 年 6 月 14 日にフランス、西ドイツ、オランダ、ベルギー及びルクセンブルクの 5 か国がルクセンブルクのシェンゲンで署名した共通国境管理の漸進的撤廃に関する協定（Schengen Agreement）、これら 5 か国が同地で 1990 年 6 月 19 日に署名したシェンゲン協定実施条約（Convention implementing the Schengen Agreement）及びこれらの関連決定から成るシェンゲン・アキ（Schengen Acquis）が、附属議定書により、EU の枠組みに組み入れられた。
- (20) 加盟国の増加につれて「同一の目的を同一の速度で達成すること」が困難になるという問題を克服するため、加盟国が「異なる速度または（および）異なる目的で前進する統合プロセス」である「多段階統合」（differentiated integration）のアプローチの 1 つを制度化して規定した。それまでも、マーストリヒト条約における経済通貨同盟（EMU）のように、詳細な規定を設けた上で、加盟国が個別に参加・不参加を決定する事例はあったが、アムステルダム条約では、一定数の加盟国が「適用分野を予め特定せず」に、「EU（EC）の既存の機関、手続およびメカニズムを用いることにより」先行して統合を進めることを“closer cooperation”（より緊密な協力）として規定した（庄司克宏「アムステルダム条約と EU の多段階統合」『外交時報』1346 号, 1998.3, pp.4-5.）。この制度は、後掲のニース条約及びリスボン条約で、適用を容易にするための改正が行われ、現在は“enhanced cooperation”（高度化協力）として EU 条約及び EU 運営条約（後掲）に規定されている。なお、多段階統合及び高度化協力の詳細については、本報告書の島村智子「EU の運営の在り方をめぐる議論—Brexit を受けた検討過程を中心に—」を参照。
- (21) この条約で、閣僚理事会事務局事務総長を「公式に」CFSP 上級代表とした（中村 前掲注(11), p.124.）。CFSP 上級代表は、閣僚理事会事務局事務総長を兼務し、閣僚理事会輪番制議長国の補佐を主要な任務とするため、その地位は「補佐的・副次的」なものだったという（辰巳浅嗣「グローバルアクターとしての EU」『日本 EU 学会年報』33 号, 2013, p.13.）。

リスボン条約
Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community [2007] OJ C306/1.
2007年12月13日署名、2009年12月1日発効
<p>EU条約及びEC設立条約を改正する条約。EUをより民主的・効率的に運営し、かつ「1つの声」で地球規模の問題に対して発信できるようにするための機構改革等を行うものである⁽²²⁾。</p> <p>従来の3本柱構造を解消してEUに一本化⁽²³⁾し、EUに単一の法人格を付与。この条約によりEC (European Community) は消滅し、EUに引き継がれた⁽²⁴⁾。欧州共同体 (EC) 設立条約は、欧州連合 (EU) 運営条約に改称された。</p> <p>EUと加盟国の権限配分の明確化⁽²⁵⁾。加盟国の脱退手続の規定。機構改革に関するものとして、閣僚理事会の特定多数決による意思決定の方式変更及び適用分野拡大、欧州理事会常任議長の新設、欧州議会の権限強化 (通常立法手続⁽²⁶⁾の対象分野拡大、欧州委員会委員長選出への関与⁽²⁷⁾)、外交の実施体制の強化 (外務・安全保障政策上級代表⁽²⁸⁾及び欧州対外活動庁の新設)、加盟国議会の立法手続への関与 (補完性監視手続⁽²⁹⁾の導入)、市民発案の導入など。</p>

- (22) ニース条約発効後の2004年、これまでの条約を一本化する新たな条約として、欧州憲法条約が署名されたが、フランス及びオランダの国民投票における否決により発効に至らなかった。リスボン条約は、欧州憲法条約の内容をほぼ踏襲しつつも、既存の条約の改正条約という位置付けとし、連邦国家を想起させるような「憲法」等の用語を避けるなどして発効に至った。
- (23) 1990年代から2000年代初頭まで条約改正が繰り返されたのは、主としてEUの3本柱構造を「改造し、シンプルにし、実際に具体的な政策と行動を展開できるように実効化するため」であったとされる。リスボン条約でようやく3本柱構造が解消されて「一つの家」になったが、外交・安全保障分野に関しては他の政策分野と意思決定方法等が異なるため、「中は二つの部屋に分かれているようなもの」であると評される (中村 前掲注(11), pp.123-127.)。「事実上の二本柱構造」との指摘もある (庄司克宏『新EU法 基礎篇』岩波書店, 2013, p.21.)。
- (24) EURATOM 設立条約については、実質的な改正が行われなかった。EURATOM は、EU の諸機関の下に運営されるものの、引き続き EU とは別個の法人格を維持して存在している。なお、ECSC は条約の失効に伴い2002年に消滅した。
- (25) EU が権限を有する場合の類型として、①排他的権限 (EU のみが立法可能)、②共有権限 (EU も加盟国も立法可能)、③支援的権限 (EU は加盟国の行動の支援・調整・補完の措置のみ採択可能) が規定された。また、①から③のいずれの分類にも属さないものとして、経済・雇用政策及び共通外交安全保障政策 (共通防衛政策の策定を含む。) に関する権限が付与されている。EU が有する権限のほとんどは、②の共有権限に属するとされる。なお、権限付与の原則により、EU に付与されていない権限は、加盟国に残留する。中村 前掲注(11), pp.87-89; 中西 前掲注(17), pp.92-97; 庄司 前掲注(23), pp.31-34を参照。
- (26) 従来の共同決定手続から改称された。
- (27) 欧州議会が欧州委員会委員長の選出に関する仕組み (いわゆる「筆頭候補者プロセス」) については、本報告書のエヴァ＝マリア・ポプチュヴァ (小林公夫訳) 「(コラム) 筆頭候補者プロセス—EU の制度的環境の一層の政治化に向けて—」を参照。
- (28) この条約により新設された外務・安全保障政策上級代表 (High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy) は、EU の外務大臣に相当し、閣僚理事会の外務理事会議長と欧州委員会の副委員長とを兼務する。共通安全保障防衛政策 (Common Security and Defence Policy: CSDP) を含む共通外交安全保障政策 (CFSP) の指揮、閣僚理事会への政策の発議及びその実施、対外的代表 (他の国や国際機構との国際条約締結交渉、外相級会合への参加) 等を行う。それまでの CFSP 上級代表、閣僚理事会輪番制議長国及び欧州委員会対外関係担当委員が遂行していた関連職務を「一手に担う」役職として新設された。「一つの声で世界に発信する EU」『EU MAG』Vol.26, 2014.3.28. <<http://eumag.jp/feature/b0314/>>
- (29) 補完性監視手続とは、加盟各国の議会が、EU の法案が補完性の原則に違反していないかどうかを立法の提案の段階で監視し、異議申立てができる手続をいう。

2 EUにおける現行の基本条約等の概要

以下では、現行の欧州連合（EU）条約、欧州連合（EU）運営条約及び欧州連合（EU）基本権憲章について、その構成及び内容の概要を紹介する。これらは、現在のEUの第1次法⁽³⁰⁾とされ、EUの運営の基礎・基本原則として重要な役割を果たしている⁽³¹⁾。

欧州連合（EU）条約	
Treaty on European Union (Consolidated version 2016) [2016] OJ C202/13. ⁽³²⁾	
EUの現行の基本条約である ⁽³³⁾ 。マーストリヒト条約を基礎とし、最新の改正はリスボン条約による。前文及び本文55か条から成り、主に総則的規定が置かれている ⁽³⁴⁾ 。条約の構成 ⁽³⁵⁾ 及び内容の概要は、以下のとおりである ⁽³⁶⁾ 。	
第I編	共通規定 [連合の諸価値 ⁽³⁷⁾ ・目的 ⁽³⁸⁾ 、加盟国との関係、連合の権限に関する原則等] ⁽³⁹⁾ (第1条～第8条)
第II編	民主主義の原則に関する規定 (第9条～第12条)
第III編	諸機関に関する規定 (第13条～第19条)
第IV編	高度化協力に関する規定 (第20条)
第V編	連合の対外活動に関する一般規定及び共通外交安全保障政策に関する特別規定 (第21条～第46条)
第VI編	最終規定 [法人格、条約改正手続、加盟・脱退に関する規定等] (第47条～第55条)

(30) EU法は、第1次法（primary legislation 又は primary law. 基本法規と呼ばれることもある。）と第2次法（secondary legislation 又は secondary law. 派生法規と呼ばれることもある。）に区分される。第1次法の対象についてEUが詳細に記載しているわけではないが、一般に、EU条約及びEU運営条約とこれらの条約の附属議定書（Protocol）及び附属書（Annex）、EU基本権憲章、さらにはEU司法裁判所の判例において（EU法の規定の欠缺を埋める形で）発展してきた「法の一般原則」（general principle of law）等が、第1次法として扱われる。なお、基本条約を改正する条約、EUへの新規加盟時に締結される加盟条約（付随する加盟議定書を含む）、さらにはEURATOM条約も、第1次法に含まれる。EUの諸機関は、第1次法により規定された枠組みの中で、立法等を含む多様な活動を遂行する。第2次法には、第1次法であるEU条約等に規定された原則及び目的から導き出されるEU立法（規則（regulation）、指令（directive）及び決定（decision））が含まれる。EUが他の国や国際機構と締結する国際条約を第2次法に含める場合もある。Alan Dashwood et al., *Wyatt and Dashwood's European Union Law*, 6th ed., Oxford and Portland, Oregon: Hart publishing, 2011, p.23, 34-35; 中村 前掲注(11), pp.90-91; Edward and Lane, *op.cit.*(12), p.75; 中西 前掲注(17), pp.26-28, 87; 庄司 前掲注(23), p.198-199, 363-364; “EU law.” European Union website <https://europa.eu/european-union/eu-law_en> を参照。

(31) これらは、EUの「憲法」に当たると説明されることもある。庄司 前掲注(18), p.4.

(32) 条約名の英語表記には、参照した版及びそれが掲載された官報（Official Journal）を併せて記載した。以下同じ。

(33) EU条約及びEU運営条約は、「EU制度の基本となるので、基本条約ともいう」（中村 前掲注(11), p.90.）。現行の「基本条約」という場合、これら2つの条約をいう（庄司 前掲注(18), p.4.）。

(34) 例外的に、第V編第2章では、EUの特定活動分野である共通外交安全保障政策について実質的な規定を置いている。このような構造の背景としては、マーストリヒト条約による規定時からの歴史的経緯もあるが、共通外交安全保障政策がEU法秩序において他の政策領域から極めて差別化された性質のものであることを強調する意図もあり、また実際にその性質を強化するものでもあるとされる。Dashwood et al., *op.cit.*(30), pp.27-28.

(35) EU条約及びEU運営条約の附属議定書及び附属書も、条約の不可分の一部をなす（第51条）。

(36) “Part”を「部」、「Title」を「編」、「Chapter」を「章」と訳出した。条約の「編」中で用いられているローマ数字は、アラビア数字に変換せずにそのまま記載した。以下同じ。

(37) EUの諸価値として、①人間の尊厳、②自由、③民主主義、④平等、⑤法の支配の尊重、⑥少数者に属する人々の権利を含む人権の尊重が掲げられている（第2条）。

(38) EUの目的として定められている事項は、平和、EUの諸価値及び加盟国国民の福祉の促進である。具体的には、①自由・安全・司法領域、②域内市場の設立、③経済通貨同盟の設立、④対外活動が挙げられている（第3条）。詳細は、資料「EUの構造」を参照。

(39) 条約の内容に関する [] 内の記述は、筆者が補ったものである。以下同じ。

欧州連合（EU）運営条約	
Treaty on the Functioning of the European Union (Consolidated version 2016) [2016] OJ C202/47.	
EU 機能条約と訳されることも多い。EU の現行の基本条約であり、EU 条約と同一の法的価値 (same legal value) を有する ⁽⁴⁰⁾ 。EEC 設立条約を基礎とし、最新の改正はリスボン条約による。前文及び本文 358 か条から成り、主に各則的規定が置かれている。条約の構成及び内容の概要は、以下のとおりである。	
第 1 部	原則（第 1 条～第 17 条）
第 2 部	差別の禁止及び連合市民権（第 18 条～第 25 条）
第 3 部	連合の〔域内〕政策及び域内活動（第 26 条～第 197 条） ⁽⁴¹⁾
第 I 編	域内市場（第 26 条・第 27 条）
第 II 編	物の自由移動（第 28 条～第 37 条）
第 III 編	農業及び漁業（第 38 条～第 44 条）
第 IV 編	人、サービス及び資本の自由移動（第 45 条～第 66 条）
第 V 編	自由・安全・司法領域（第 67 条～第 89 条）
第 VI 編	運輸（第 90 条～第 100 条）
第 VII 編	競争、租税及び〔各国〕法の接近〔平準化〕に関する共通規定（第 101 条～第 118 条）
第 VIII 編	経済金融政策（第 119 条～第 144 条）
第 IX 編	雇用（第 145 条～150 条）
第 X 編	社会政策（第 151 条～第 161 条）
第 X I 編	欧州社会基金（第 162 条～第 164 条）
第 X II 編	教育、職業訓練、青少年及びスポーツ（第 165 条・第 166 条）
第 X III 編	文化（第 167 条）
第 X IV 編	公衆衛生（第 168 条）
第 X V 編	消費者保護（第 169 条）
第 X VI 編	欧州横断ネットワーク（第 170 条～第 172 条）
第 X VII 編	産業（第 173 条）
第 X VIII 編	経済的、社会的及び領域的結束〔地域間の格差是正に関する規定〕（第 174 条～第 178 条）
第 X IX 編	研究・技術開発及び宇宙（第 179 条～第 190 条）
第 X X 編	環境（第 191 条～第 193 条）
第 X X I 編	エネルギー（第 194 条）
第 X X II 編	観光（第 195 条）
第 X X III 編	市民保護〔防災・救援〕（第 196 条）
第 X X IV 編	行政協力（第 197 条）
第 4 部	海外の国及び領土との連携（第 198 条～第 204 条）
第 5 部	連合の対外活動（第 205 条～第 222 条）
第 6 部	諸機関及び財政に関する規定（第 223 条～第 334 条）
第 7 部	一般規定及び最終規定（第 335 条～第 358 条）

(40) EU 条約及び EU 運営条約は、(その附属議定書、附属書、さらには後掲の EU 基本権憲章とともに) EU の成文の第 1 次法という継ぎ目のない一体的なもの (seamless ensemble) として解釈すべきだとされる。Dashwood et al., *op.cit.*(30), p.33.

(41) 原則として、各部のタイトルのみ記載したが、この条約の中で最も分量が多くかつ個別の政策について規定している第 3 部については、各編についても記載した。

欧州連合（EU）基本権憲章

Charter of Fundamental Rights of the European Union (2016) [2016] OJ C202/389.
--

<p>EU の人権目録に相当する。EU 条約及び EU 運営条約と同一の法的価値を付与されており、これらの条約とともに EU の第 1 次法として扱われる。2000 年 12 月 7 日のニース欧州理事会において、欧州議会、閣僚理事会及び欧州委員会による政治的宣言として採択されたが、リスボン条約の発効（2009 年 12 月 1 日）により、法的拘束力を有するようになった。前文及び本文 54 か条から成る。憲章の構成及び内容の概要は、以下のとおりである⁽⁴²⁾。</p>
--

<p>第 I 編 尊厳（第 1 条～第 5 条）</p>

<p>第 II 編 自由（第 6 条～第 19 条）</p>

<p>第 III 編 平等（第 20 条～第 26 条）</p>

<p>第 IV 編 連帯 [社会権等の規定]（第 27 条～第 38 条）</p>

<p>第 V 編 市民権（第 39 条～第 46 条）</p>

<p>第 VI 編 司法（第 47 条～第 50 条）</p>

<p>第 VII 編 一般規定（第 51 条～第 54 条）</p>

（きむら しほ）

(42) EU 基本権憲章には、「クローンによる人間再生の禁止」（第 3 条）、「個人情報の保護」（第 8 条）、「[適正な行政] に対する権利」（第 41 条）、「情報アクセス権」（第 42 条）等の新しい種類の権利も規定されている。中西 前掲注(17), p.45.